

# 延長利用申請書 兼 誓約書

年 月 日

西宮市立留守家庭児童育成センター指定管理者 様

午後7時までの時間延長を利用したいので、下記のとおり申請し、誓約します。

フリガナ		学年	性別	生年月日
児童名		[令和3年度] 年	男・女	年 月 日
延長利用 開始月	年 月から	育成センター名	(第 ) 育成センター	
登録コード		※登録コードは利用許可通知書に記載されています。		
児童のお迎えに来る可能性がある方全員の名前・フリガナ・児童との関係を下の欄に記入してください。				
児童との 関係	フリガナ 名 前	児童との 関係	フリガナ 名 前	

【注1】保護者が迎えに来られない場合は、同じ育成センターを利用している保護者の相互協力も可能です。  
児童の安全確保のため、原則として上記に記載のない方のお迎えは認められません。また、成人の方がお迎えに来てくださるようお願いいたします。

【注2】延長利用開始月の前月20日(20日が土日祝の場合、その直前の平日)までに申請書の提出が必要です。

【注3】延長利用開始月が記入されていない場合は注2の提出期日に応じた月からの利用開始とみなします。

【注4】延長利用開始の受理通知書は発行いたしません。ご利用の各育成センターにてご確認ください。

【注5】以下の誓約事項が遵守できない場合、延長利用の許可を取り消す場合があります。

## 誓 約 事 項

西宮市立留守家庭児童育成センターの時間延長を利用するにあたり、下記の事項を遵守いたします。

- 上記に届け出た者が、午後7時までに遅滞なく児童を迎えに行きます。
- 定められた育成料を滞納しません。
- 路上駐車等の違法行為や、近隣住民の迷惑となる行為はしません。
- その他、定められた規定を遵守し、育成センターの管理運営上支障をきたすような行為をしません。

〒

住 所 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ (印)

【申請書の提出・問い合わせ先】

裏面参照

受付印

センター	入力	市	申 請	担 当
			〒 窓	

各申請書の提出先・問い合わせ先

育成センター	指定管理者	受付時間 (※1)
瓦木、津門 (※2)	ライクアカデミー 津門留守家庭児童育成センター 〒663-8245 西宮市津門呉羽町 5-13 瓦木留守家庭児童育成センター 〒663-8106 西宮市大屋町 10-20	平日 10:30～19:00 津門育成センター 電話 0798-34-2044 瓦木育成センター 電話 0798-65-5443
平木 (※2)	日本ダイケアセンター 大阪営業所 育成センター事務局 〒531-0075 大阪市北区大淀南 1-9-16 山彦ビル 3 階	平日 10:00～18:00 電話 06-6147-5001
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局 〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30	平日 9:00～17:00 電話 0798-41-4421
苦楽園、深津 (※2)	シダックス大新東ヒューマンサービス西宮事務局 〒663-8184 西宮市鳴尾町 1 丁目 24-20 田中ビル 3 階	平日 10:00～19:00 電話 0798-44-3536
香櫨園、浜脇、用海 (※2)	西宮 YMCA (神戸 YMCA 西宮ブランチ) 〒662-0977 西宮市神楽町 5-23	平日 9:00～17:00 電話 0798-35-5987
高木、高木北、高須西 (※2)	セリオ 西宮事務局 〒662-0034 西宮市西田町 1-22 NDビルハイツ 206 号室	平日 10:00～19:00 電話 0798-78-3908
上甲子園、甲子園浜、 夙川、大社、鳴尾東 (※2)	労協センター事業団 西宮事業所 〒663-8113 西宮市甲子園口 3 丁目 5-1 A・I APTS202 号	平日 9:00～17:00 電話 0798-67-5170
上記以外 (★)	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター1 階	平日 9:00～17:00 電話 0798-36-7127

(★) 今津、上ヶ原、上ヶ原南、瓦林、神原、北夙川、北六甲台、甲東、甲陽園、小松、高須、段上、段上西、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、樋ノ口、広田、南甲子園、安井、山口

(※1) 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は受付を行いません。

(※2) 各育成センターでも申請書の受付が可能です(三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く)。